

ひょうご外国人雇用企業認定制度 実施要綱（案）

（目的）

第1条 この要綱は「ひょうご外国人雇用企業認定制度」の実施に関して必要な事項を定めるとともに、外国人の受け入れが進む中、多文化共生を推進する先進県として、外国人が安心して就職・定着できるよう、外国人を雇用する県内中小企業の取組をチェックリスト方式で見える化することで、企業の労働環境を充実し、外国人の採用・定着を推進することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、各号に定めるところによる。

（1）外国人

外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針（平成19年告示第276号）に定める※外国人をいう。

※日本国籍を有しない者をいい、特別永住者並びに在留資格が「外交」及び「公用」の者を除くもの

（2）企業等

兵庫県内に本社がある中小企業基本法に定める中小企業者をいう。

（認定）

第3条 知事は、外国人を雇用し、労働環境の充実等の取組を実施している企業を公募し、認定する。

（認定申請要件）

第4条 認定の対象は、次のすべてに該当する企業等とする。

（1）外国人を1名以上雇用している又は今後、外国人の雇用を計画していること。

（2）県税等に未納がないこと。

（3）暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団又は第3号に規定する暴力団員に該当しないこと。

（4）労働関係法令並びに出入国関係法令等に関して、申請時から原則として過去3年に遡って重大な違反（当該事実が公表されているもの等）がなく、その他の法令上又は社会通念上、認定するにふさわしくないと判断される事由がないこと。

（認定申請）

第5条 認定を受けようとする企業は、次の各号に掲げる書類を、知事に提出しなければならない。

（1）ひょうご外国人雇用企業認定制度認定申請書（様式第1号）

（2）チェックリスト（様式第2号）及び添付書類

（3）その他知事が必要と認める書類

（認定基準）

第6条 認定は、チェックリスト（様式第2号）における実施項目数に応じて行う。実施項目数は15項目以上とし、チェックリストには、法令遵守、募集・採用、労働環境、生活環境、キャリア支援・福利厚生、エンゲージメントの向上の分類があり、法令遵守及びエンゲージメントの向上（自由記述）は必ず実施しなければならない。また、

その他の各分類について、少なくとも1つ以上の取組は実施しなければならない。

(認定等の決定)

第7条 知事は、第5条に規定する申請を受けた場合は、ひょうご外国人雇用企業認定審査会（以下「審査会」という。）の審査に付し、その審査結果に基づいて認定又は不認定を決定する。

2 知事は、認定基準に適合すると認めたときは、認定書（様式第3号）を交付し、認定企業について、県ホームページで公表する。

3 知事は、認定基準に適合しないと認めたときは、結果通知書（様式第7号）により、申請者にその旨を通知する。

(認定期間)

第8条 認定期間は、認定を受けた日から起算して3年を経過した日以後の最初の3月31日までとする。

(認定の更新)

第9条 認定企業は、認定期間の更新をする場合は、次の各号に掲げる書類を、認定期間満了の日の3箇月前までに、知事に提出しなければならない。

(1) ひょうご外国人雇用企業認定制度更新申請書（様式第4号）

(2) チェックリスト（様式第2号）及び添付書類

(3) その他知事が必要と認める書類

2 第4条及び第6条から第8条の規定は、認定の更新の場合にも適用する。

3 認定期間中に、中小企業から大企業になった場合は、認定の更新をすることができない。

(変更の届出)

第10条 認定された企業は、申請書に記載された事項に変更が生じたときは、変更届出書（様式第5号）により、知事に届け出なければならない。

(認定の取下げ)

第11条 認定企業は、第4条に規定する認定申請要件又は第6条に規定する認定基準を満たさなくなった場合、速やかに取下届（様式第6号）により、知事に届け出なければならない。

(認定の取消し)

第12条 知事は、認定企業が次の各号のいずれかに該当する場合は、認定を取り消すことができる。

(1) 第4条に規定する認定申請要件又は第6条に規定する認定基準を満たさないことが判明したとき。但し、認定期間中に兵庫県内に本社を有しなくなった場合又は中小企業から大企業になった場合はこの限りではない。

(2) 申請内容に虚偽がある又は申請内容と実際の取組内容に著しく隔たりがあると判断したとき。

(3) 認定書又は認定ロゴマークが不正に使用されたとき。

(4) 県内中小企業としての活動実態がないと判断されたとき。

(5) その他知事が認証の取消を適当と認めたとき。

2 知事は、前項の取消を行った場合は、取消通知書（様式第8号）により、当該認定企業へ通知するものとする。

- 3 第1項の規定により認定を取り消された企業は、遅滞なく知事へ認定書を返納するとともに、認定ロゴマークの使用を中止しなければならない。

(事務の所掌)

第13条 この要綱に関する事務は、兵庫県産業労働部能力開発課において所掌する。

(調査)

第14条 知事は、申請者が第4条に規定する認定申請要件又は第6条に規定する認定基準を満たしていることを確認するため、必要に応じて聞き取り又は資料の提出のほか、現地調査を求めることができる。

- 2 知事は、認定企業が第4条に規定する認定申請要件又は第6条に規定する認定基準を満たしていること並びに取組の進捗状況等を確認するため、必要に応じて聞き取り又は資料の提出のほか、現地調査を求めることができる。

(認定企業に対する支援)

第15条 知事は、認定企業に対し、毎年度の予算の範囲内で支援を行うことができる。

- 2 認定企業に対する支援の内容は、別に定める。

(損害賠償)

第16条 この要綱による認定及び認定企業に対する支援を実施し、又は取り消したことにより、認定企業に生じた損害に対し、県は、損害賠償その他法律上の責任を一切負わないものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年 月 日から施行する。